

令和2年度厚生労働科学研究費補助金
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究(健やか次世代育成総合研究)事業)
『わが国の至適なチャイルド・デス・レビュー制度を確立するための研究』
分担研究報告書

地域自治体事業として実施する Child Death Review(CDR)
地方公共団体が主体になって実施する
予防のための子どもの死亡検証制度確立へ向けての研究

研究分担者	小保内俊雅	(公財)東京都保健医療公社 多摩北部医療センター小児科部長
研究協力者	犬飼 岳史	山梨大学医学部小児科学教室 教授
	安達 登	山梨大学医学部法医学教室 教授
	細矢 光亮	福島県立医科大学小児科学教室 教授
	黒田 直人	福島県立医科大学法医学教室 教授
	太田 邦雄	金沢大学医学部小児科学教室 准教授
	塚 正彦	金沢大学医学部法医学教室 教室
	種市 尋宙	富山大学医学部小児科学教室 講師

研究要旨：成育基本法が成立後、Child Death Review 実施準備が進められている。各地域の実情に合った制度設計を行うための課題や、それらを越えた共通の問題点などを概観する目的で、情報を収集し、情報提供を行った。

はじめに

成育基本法が2018年に成立し、予防のための子どもの死亡検証制度(Child Death Review: CDR)の模索が始まった。同法には「国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする」と、子どもの死亡に関する情報収集・管理、活用に係る体制整備を国と地方自治体を実施することが明記された。その後2020年度には、厚生労働省モデル事業として7府県でパイロット的にCDRが実施された。モデル事業では、それぞれの地域の特性を背景に様々な方法がとられている。

A. 研究目的

本研分科会の担当課題は、日本のひな型になりえる地域を選定し、地域ごとのスタイルを確立することである。地域ごとのそれぞれの背景や環境因子があるため、均一な方法で進めることは困難である。そこで、それぞれの地域特性を反映させたCDRを実装し、同様の背景や要因を持つ地域のモデルを提案することを目的に、地域ごとに実装に向けた過程や工夫を、共有可能な形態として提

示する。

B. 研究方法

既に昨年の報告書でも述べたが、研究の根幹を明確化するために再度記載する。

地域選定：人口、行政区の面積、地政学的特性を背景に以下の7都県を選定した。

北海道：広域の対象範囲を擁し、人口が分散している。都市部と僻地が混在し、環境的にも都市部、山間部および海浜地区が混在している。医科大学が3校あり医療的にも分割されている地域。

福島県：人口及び行政範囲が日本のほぼ平均で、かつ環境的にも都市部、山間部および海浜地区を含む。さらに医科大学が基本的に1校で、県内医療圏全域をカバーしている。

東京都：大都市の典型である。19歳以下死亡が年間450症例程度ある。医科大学が13校あり、その他に小児入院病床を有する病院も多数存在する。さらに、特別区と市部では保健所および児童相談所設置などの行政事業も異なるなど、複雑な背景を持つ地域

山梨県：人口及び行政面積的に日本平均以下であり、かつ、ほとんどが山間部と環境的にも均一な地域。

北陸3県：北陸3県は人口や行政面積、さらに環境的にもほぼ同様であり、医療的には連携が強い地域。行政区分が異なれば事業での連携は困難ではあるが、CDR実施での専門家委員の兼任など、相互連携で実施可能性を検討するための地域。

各地域の医療的検証の中心となる大学小児科学教室と法医学教室から、代表者を推薦してもらい。研究協力者として、各地域でのCDR実施への課題や解決法に関して調査研究を進めた。地域には進め方に制約はかけず、地域の実情に即した進め方を模索した。

本研究の倫理審査は、各研究実施で受けている。また、本研究は各地域の進捗状況を、それぞれの地域背景を踏まえて、総括的に検討したものであり、敢えて倫理審査の対象とは考えていない。

C. 研究結果

詳細な結果は各地域の研究協力者からの報告を参照されたい。

2019年度は各地域ともに、医師会との連携や行政への働きかけなど様々なアプローチを試みた。しかし、2020年度は年度初めからコロナの流行に伴い、会議開催が制限された。担当窓口になる行政がコロナ対応で忙殺されているなど、コロナ蔓延が研究推進に大きな足かせになってしまった。その中でも、山梨県が2020年モデル事業に参加して、最終目標である行政へ提言を提出するまで進めることができた。山梨県は県知事が事業の意義と重要性を理解して、事業推進に大きく貢献したことが背景にはあるが、関係諸機関への周知と徹底が効果的で、円滑に事業が進んだと思われる。

北海道は3大学と医師会の連携が構築されてから、事業推進へ道庁も含めた連絡会議が立ち上がった。2021年度内を目標に事業化を推進している。

福島県は2021年度に福島市を中心とした限定地域でのCDR実装を目標に、事業化推進を図っている。

上記以外の4地域の今年度の研究は、行政とのかわりが十分に持てなかったことなどもあり、顕著な成果は挙げていない。しかし、2022年度の実相を目標に今年度の研究を進めるための、基礎的な調査を行っている。また、東京都は特別区として独立した行政単位があるため、世田谷区と協力して地域限定のパイロット実施を行うなど、大都市ならではの新たな試みも報告したい。

D. 考察

2018年に成立した成育基本法には、「国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。つまり、こどもの死亡が発生した場合、地方公共団体を中心に、死亡に関わる情報を収集し検証を行う。さらにそれによって危険因子を抽出する。また、予防策や安全対策を策定し、社会実装することが求められている。

死亡に関わる情報の端緒は死亡小票であり、この情報を得ることは容易ではない。さらに、それを基に教育機関や児童相談所などから必要な情報を収集する。これら高度な個人情報の収集は、行政機関が行わなくては実現しない。さらにそれらの保管や管理も、私的な団体が担えるものではない。医療情報も高度に保護されるべき個人情報が含まれており、医療機関からの収集が課題となった。山梨県で実施したCDRでは、山梨大学医学部と山梨県が守秘義務条項を設定した協定を締結し、医学部小児科が医療情報収集業務を担った。山梨大学医学部以外の医療機関からは、個人情報提供の形で収集した。県が収集した情報と医療情報が紐づけされた後、個人を特定可能な情報は抹消されて保管された。山梨県では医療体制が大学を中心に網羅的に体系化されており、これら情報収集に混乱は起きなかった。しかし、個人情報保護条例は各市町村が独自に制定しており、個人情報審査も個別に実施される。今回山梨県では甲府市の個人情報審査会の許諾が得られず、甲府市抜きで検証が実施された。山梨県での経験を踏まえ、複数の大学や中核病院が存在する地域での医療情報収集システムをどのようにデザインするか、次いで、各市区町村での個人情報審査を迅速かつ統一的に進めていくための対策の2点が今後の課題として明確化した。

今年度はコロナの蔓延に伴い、行政を筆頭に医療などCDR事業推進の核となる機関が麻痺状態に陥った。研究班も連絡会を開催することができず、相互に課題を共有し解決策を検討する機会が持てなかった。また、CDRを地域社会に啓発することを、研究班の主要課題として位置付けていた。啓発の対象は、教育機関や児童相談所などCDRに参加が想定されている者のみならず、一般市民にも個人情報収集への理解とCDRによって得られる効果を広めなくてはならない。今年度は計画していたすべての啓発事業が中止せざるを得なかった。終盤になり、北海道で参加が想定される機関に向けて、啓発DVDを作成して配布する計画が

実行された。2021 年度に DVD 配布の効果判定をすることとしているが、全く馴染みのない事柄をファシリテーターの存在しない e-learning の効果には疑問である。

本年度はコロナの状況で、事業推進の担い手である地方公共団体が新規事業を手掛ける余裕がなく、また、医療者も診療状況の激変に翻弄され研究に時間を割くことが困難であった。コロナでは小児への影響はごく限定的ではあるが、このような状況下ではより正確で詳細な疫学情報を収集し解析することが求められる。そのことを考慮に入れると、コロナの所為にするのではなく、コロナを起爆剤として制度構築を進めるヴィジョンを持つことも必要だったと思われる。

E. 結論

選定した各地域では、それぞれの実情に合った制度設計や実施準備が進められている。しかしながら、未経験のウイルス感染症の流行により、進捗は限定的であった。その中でも山梨県において、知事へ提言を提出するところまで進めることができたのは一定の成果と考えられる。山梨県は制度設計と適応の最小単位と見立てた地域であり、山梨県が先行したことは今後の事業化への道標として重要な成果と思われる。

広域地域を対象とする北海道、大都市である東京都などは、山梨モデルに準えた最小単位の設定とその組み合わせ方を研究課題とする必要性が明らかになった。また、福島県は福島市を中心に中通で先行実施し、それを浜通りと会津へ拡張する戦略を立てている。この独自の進め方も、他地域のモデルとなるようにその成果と問題点を来年度では明らかにしなくてはならない。

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし